

話し合いの概要 (平成 25 年 11 月 19 日)

(団体)

人権施策基本方針について、なぜ、同和問題をトップに持ってこられたのか。

見直したにも関わらず、「同和問題をはじめ」というふうな位置付けというのは、意識が変わってないような状態に受け取られる。

5年ごとに見直すということで、これから先、検討すべきと思う。

(県)

基本的に全ての人権課題の重要性は同じであり、その順序による優劣はないと考えている。人権課題の項目順については、様々なご意見があることから、「人権に関する県民意識調査」の結果による県民の関心の高さにしてはと、「人権尊重の社会づくり協議会」でご議論いただきました結果、現行通りの項目順でよいのではないかと結論をいただいている。いろんなご意見をいただき、検討した結果、最終的に従来同様という結論に現在至っている。

5年後にも項目は検討することになる。

(団体)

「同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っている」というふうに書かれている。人権侵害の受付状況には、学校現場での差別意識でない子どもの不用意な言葉での発言も含まれていると思うが、差別意識が依然として残っているという捉え方はどうか。

また、解消に向かいつつあるということであれば、きちんとそのことを方針に記載すべきではないか。

(県)

差別事象として報告をいただいたものについて、個々に一つひとつ人権課で判断しているものではなく、単に集計して基本方針に載せているもの。

解消には向かいつつあるが、まだ残っているという認識である。基本方針には、直接的には記載していないが、差別意識が依然として残っている、そうしたことを受けて、基本方針の推進方針、今後の取組では、こういうふうに取り組んでいくことを示している。

(団体)

同和地区や同和地区の人を気にしたり意識すること自体は内心の問題で、そういうことを調査することは内心の自由に対する侵害になる。気にしたり意識したりしても、差別的な行為をすることはイコールではない。存在しないものを存在するかのような調査をすること自体が非常に大きな問題、いつまでも同和地区、同和地区の人は存在しているというふうを受け止められてしまう。

また、差別意識を生み出す要因として、「行政の主体性の欠如」、「関係者の自立の遅れ」、「えせ同和行為の横行」、「糾弾路線による自由な意見の抑制・潜在化傾向」があり、そういう状況の中では、やはり意識するという、そういう問題を意識するというのは、正しい人権意識を持つ者としては当然あり得ることではないかと思う。

意識の問題を目に見える形で、数値目標にすることは、行政が意識をとりあげること、それをまた形に表すこと自体非常に問題である。

(県)

同和問題はいわれのない差別というふうにいわれているように、誤った理解・認識に基づく差別であると認識しており、正しい認識を身につけ、理解することが大事と考えている。

意識調査は、経年変化を確認するために、同じような質問項目を用いて比較・検証しており、誤解が生じないよう設問項目に言葉の説明を付ける工夫をして、できるだけ正確な把握をしたいと考えている。

数値目標は、意識したり気にすることはない、というような状況に向かって取り組んでいくということで設定している。